



2019年12月26日

各 位

会社名 株式会社 M T G  
代表者名 代表取締役社長 松下 剛  
(コード番号：7806 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役専務 吉 高 信  
経営推進本部長  
( TEL. 052-307-7890)

### 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2019年9月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨の記載をしておりますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当社の連結子会社であるMTG上海において、会計監査人に対して虚偽の説明をし、かつ、不適切な営業取引行為が行われていた可能性があることが判明したため、この事実を重く受け止め、社外有識者のみを委員とする第三者委員会を設置し、本件に関する全容解明のため事実関係の調査を行ってきました。また、第三者委員会による上記調査の過程で、中国向けの越境EC事業における取引についても会計処理が適切ではないのではないかと疑義が新たに認識されるに至り、当社は、第三者委員会による追加調査に全面的に協力してまいりました。

2019年7月11日付で受領した同委員会の調査報告書の指摘並びに会計監査人の監査手続及びレビュー手続を踏まえ、修正影響のある、第23期（2017年10月1日から2018年9月30日）有価証券報告書及び第24期第1四半期（2018年10月1日から2018年12月31日）四半期報告書の訂正報告書を提出致しました。

これらの訂正は、当社においてガバナンス体制及び個別の業務プロセスを含む内部統制が不十分であったこと、当グループの内部においてモニタリング体制が不十分であったこと、当社連結子会社の役員及び一部従業員の管理・監督が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって発生したものと認識しております。

#### 2. 事業年度末に訂正できなかった理由

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会からの提言も真摯に受け止め、実効性のある再発防止策を策定の上、順次実施しております。

しかしながら、当事業年度末日までに十分な期間を確保することができなかったことから、再発防止策は実行中であり、開示すべき重要な不備について当事業年度末日までに是正を完了することはできませんでした。

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正

するために、第三者委員会からの提言も真摯に受け止め、実効性のある再発防止策を策定の上、順次実施しております。それをもって、ガバナンス体制及び内部統制の整備・運用を図ってまいります。

再発防止策は以下のとおりです。

- (1) 経営責任の明確化等
- (2) 企業風土の改革
- (3) 適切な目標値の策定・管理・修正
- (4) 適切な会計処理を行うための仕組みの強化
- (5) 本社管理部門機能の独立性確保・牽制機能強化
- (6) コンプライアンス体制の見直し・強化
- (7) 内部通報制度の運用改善と周知徹底
- (8) 内部監査室の監視機能の強化
- (9) 取締役会及び監査等委員会の監視・監督機能の強化

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上